



【発信日】令和2年1月26日

【問い合わせ先】

結とびあ（1階 1番窓口）

民生環境部福祉こども課 担当：山田、井部

電話 0779-64-5142 内線 4151

「第五次大野市障がい者計画、第6期大野市障がい福祉計画、第2期大野市障がい児福祉計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	第五次大野市障がい者計画 第6期大野市障がい福祉計画、第2期大野市障がい児福祉計画(案)
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	障がいのある人もない人も、お互いに尊重し支え合い、助け合う、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、障がい福祉の基本方針や実施すべき施策、障害福祉サービスの目標などを定めます。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	(1) 公表の日 令和3年2月1日(月) (2) 入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所1階市民ホール ・結とびあ ・和泉支所 ・各公民館 ・図書館 ②インターネット(大野市公式ホームページからダウンロード) ③報道機関への情報提供
6	意見等の受付期間	令和3年2月1日(月)から令和3年2月15日(月)まで

7	意見等の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項</li> <li>・該当箇所（○ページ）</li> <li>・意見等</li> </ul> <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>様式は問いませんが、意見記入用紙（<a href="#">市ホームページ</a>からダウンロード）をご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定場所（第5項参照）への書面の提出（記入用紙を備え付けます）</li> <li>②郵便</li> <li>③ファクシミリ</li> <li>④電子メール</li> </ul> <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。</p> <p>※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となることがあります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①提出された意見等の概要</li> <li>②提出された意見等に対する実施機関の考え方</li> <li>③本計画案を修正した場合における修正の内容</li> </ul>
9	問い合わせ先	<p>大野市民生環境部福祉こども課（結とびあ1階 1番窓口）</p> <p>〒912-0084 大野市天神町1番19号</p> <p>電話 0779-64-5142（内線4151）</p> <p>※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-66-0294</p> <p>Eメール <a href="mailto:fukusi@city.fukui-ono.lg.jp">fukusi@city.fukui-ono.lg.jp</a></p>

## 第五次大野市障がい者計画(案)

## 第6期大野市障がい福祉計画(案)、第2期大野市障がい児福祉計画(案)の概要 民生環境部福祉こども課

### 1 計画策定の趣旨

平成12年3月に第一次大野市障害者計画（大野市障害者福祉計画）を策定以降、見直しを行いながら、「障がいの有無にかかわらず、ともに地域で活動し、普通の生活を営む社会づくり」を目指し、様々な施策を展開してきました。

国においては、平成24年の「障害者虐待防止法」や平成28年の「障害者差別解消法」の施行、平成30年の「障害者の雇用の促進に関する法律」の一部改正など、さまざまな分野で、施策の見直しが行われてきました。

障がい者を取り巻く環境が変化する中、障がいのある人の状況や抱える課題を的確に捉え、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、共に思いやり支え合う地域共生社会の実現を目指し、第五次大野市障がい者計画、第6期大野市障がい福祉計画、第2期大野市障がい児福祉計画を一体化して策定します。

### 2 計画の法的位置づけ

#### ・第五次大野市障がい者計画

障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、本市の障がい者施策の基本となります。

#### ・第6期大野市障がい福祉計画及び第2期大野市障がい児福祉計画

障害者総合支援法（第88条）に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法（第33条）に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられます。第五次大野市障がい者計画で示す施策を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標や障害福祉サービスの見込み量を定めます。

障がい福祉に関する施策を一体的かつ効率的に推進するため、上記3つの計画を一体の計画として策定します。

また、第六次大野市総合計画の基本構想の基本目標の一つである「健幸で自分らしく暮らせるまち」を実現するための障がい者福祉に関する基本計画としての性格を持ちます。

このほか、上位計画である第四次大野市地域福祉計画と整合性を図ります。

### 3 計画の期間

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ・第五次大野市障がい者計画   | 令和3年度から令和8年度までの6年間 |
| ・第6期大野市障がい福祉計画  | 令和3年度から令和5年度までの3年間 |
| ・第2期大野市障がい児福祉計画 | 令和3年度から令和5年度までの3年間 |

## 4 障害者手帳等所持者の状況

(各年4月1日現在) (単位：人、%)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口	35,487	35,026	34,626	34,202	33,735	33,249	32,630
身体障害者手帳	2,167	2,140	2,135	2,090	2,032	1,967	1,970
人口に占める割合	6.11%	6.11%	6.17%	6.11%	6.02%	5.92%	6.04%
療育手帳	360	366	372	380	380	375	379
人口に占める割合	1.01%	1.04%	1.07%	1.11%	1.13%	1.13%	1.16%
精神障害者手帳	311	320	351	348	408	342	383
人口に占める割合	0.88%	0.91%	1.01%	1.02%	1.21%	1.03%	1.17%
総数	2,838	2,826	2,876	2,818	2,820	2,684	2,732
人口に占める割合	8.00%	8.07%	8.31%	8.24%	8.36%	8.07%	8.37%

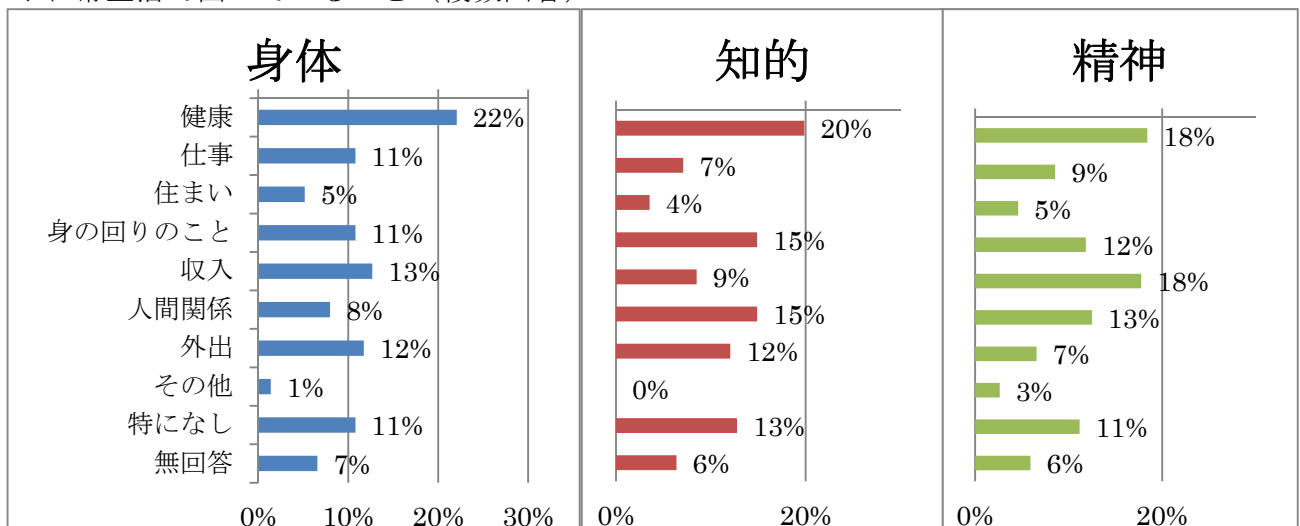
## 5 アンケート結果から

令和2年3月に市内在住の障がいのある人の中から500名、障がいのある子どもの保護者100名を無作為に抽出して、実態調査を行いました。

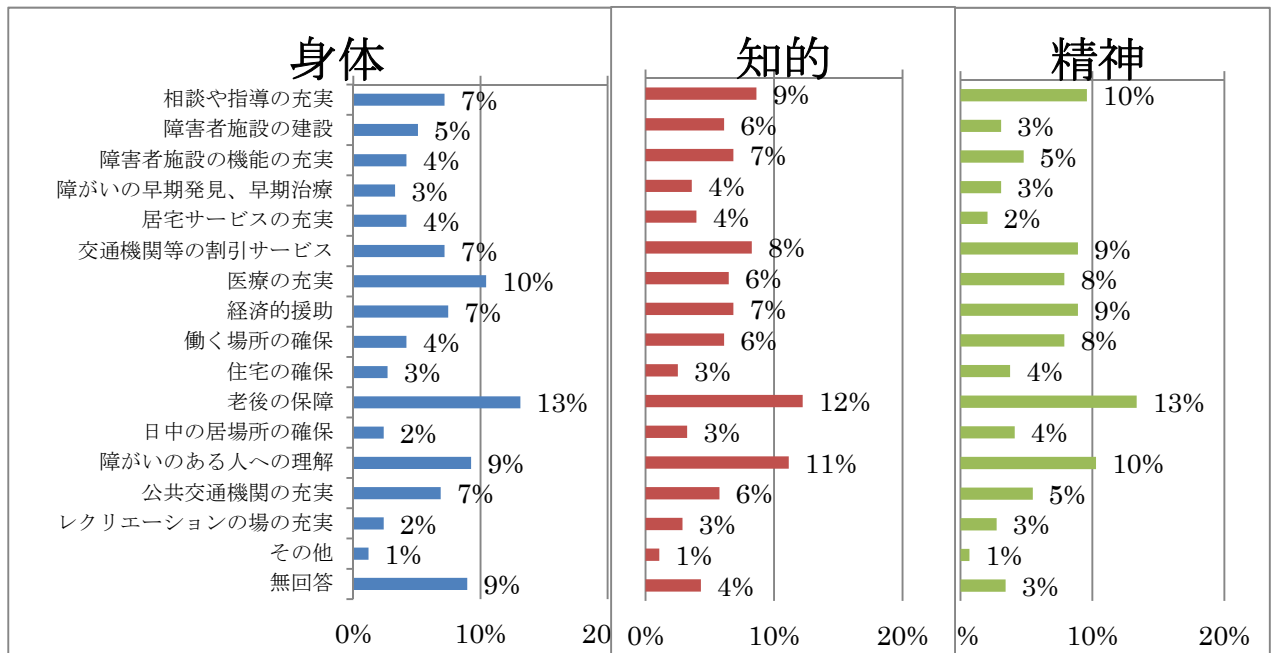
(回答率：障がいのある人 49%、障がいのある子どもの保護者 49%)

### 障がいのある人のアンケート調査

#### ◆日常生活で困っていること（複数回答）

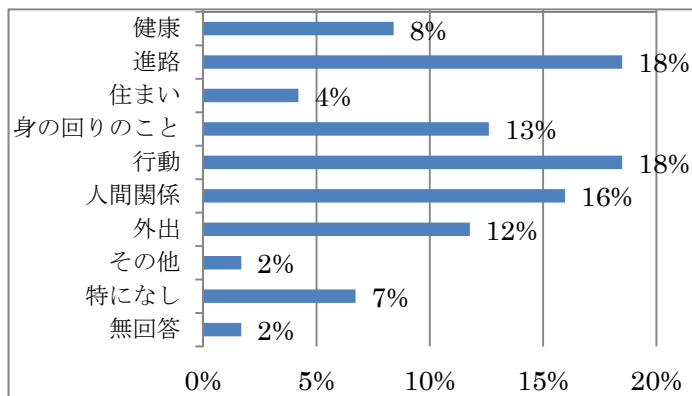


◆暮らしやすくなるためにしてほしいこと（複数回答）

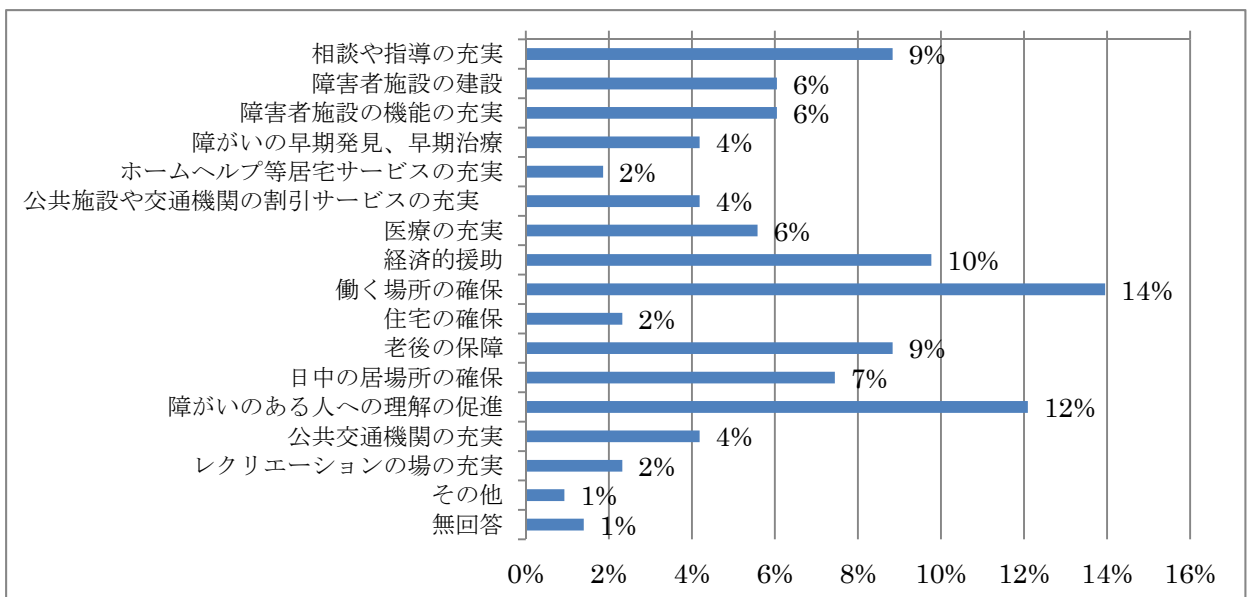


障がいのある子どもの保護者のアンケート調査

◆日常生活で困っていることは（複数回答）



◆暮らしやすくなるためにしてほしいこと（複数回答）



## 6 基本理念

本計画は、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、「結の心」で支え合い、助け合う、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指して策定するものです。

## 7 基本目標

### 1 障がいの有無に関わらずお互いを理解し、共に支え合う地域共生社会の実現を目指します。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、その地域に住む人がお互いに交流し、ともに助け合い支え合う地域共生社会の実現を目指します。

参考（第四次計画の基本目標）

1 障害の有無によって分け隔てられることなく、共に支え合う地域づくりを促進します。

### 2 障がいのある人の地域移行、地域生活を支援します。

障がいのある人が自立した日常生活を営み、地域活動に参加できるよう、障がいの状態やライフステージに応じた相談支援、在宅サービスなどの充実を図ります。

### 3 障がいのある人の社会活動を支援します。

障がいのある人が地域で自立した社会生活を送るため、自立した生活ができる収入の確保やコミュニケーション支援、情報バリアフリー化などを推進します。

### 4 保健・医療・福祉サービスの充実と各サービスの連携を図ります。

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見、障がいのある人の健康維持・増進、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進など、障がいのある人が地域で安心して保健・医療・福祉サービスを受けられる体制づくりを進めます。

### 5 障がいのある子どもとその家庭への支援を充実します。

障がいのある子どもの保育・育児の充実、教育の充実と相談支援体制の強化、放課後や長期休暇中の日中活動の場の確保など、障がいのある子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた切れ目ない支援に努めます。

### 6 障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

公共施設や民間施設のユニバーサルデザイン化の推進、災害時の障がいのある人への支援体制の確立など、障がいのある人が安心して生活できるまちづくりを進めます。

## 8 「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の目標・指標

### 目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
地域移行者数 【目標値】	3人	令和5年度末時点までの地域生活への移行者数 令和元年度末の施設入所者数×3.0% (国の指標 6.0%)
削減見込み 【目標値】	2人	令和5年度末時点の施設入所者の削減数 令和元年度末の施設入所者数×1.9% (国の指標 1.6%)
施設入所者数	110人	令和元年度末現在
施設入所者目標数	108人	令和5年度末見込

【参考：第5期の実績】

施設入所者数	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標	88人	88人	98人	98人	98人
実績	98人	101人	104人	110人	106人 (見込)

### 目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・奥越越地区障害者自立支援協議会において、精神障がいについて幅広く意見交換を行い、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療や障がい福祉、介護、住まい、地域の助け合いなど包括的な支援体制の整備に向けて協議を進めます。

### 目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・サービス提供事業者等と連携し、機能を分担する面的な体制による地域生活支援拠点等の整備について検討を進めます。

### 目標4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
一般就労移行者数【目標値】	6人	令和元年度実績(5人)×1.2倍 (国の指標 1.27倍)
就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数【目標値】	2人	令和元年度実績(1人)×2.0倍 (国の指標 1.30倍)
就労継続支援A型利用から一般就労への移行者数【目標値】	1人	令和元年度実績(1人)×1.0倍 (国の指標 1.26倍)
就労継続支援B型利用から一般就労への移行者数【目標値】	3人	令和元年度実績(3人)×1.0倍 (国の指標 1.23倍)

【参考：第5期の実績】

一般就労移行 者数	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目 標	—	7人	2人	2人	2人
実 績	0人	1人	2人	1人	2人（見込）

就労移行支援 事業利用者数	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目 標	—	21人	21人	21人	21人
実 績	19人	17人	12人	11人	6人（見込）

**目標5 障がい児支援の提供体制の整備等**

- ・子育て世代包括支援センターや児童デイサービスセンターなどにおいて、気がかりな児童に対し、発達相談や療育支援など、児童や保護者に対し切れ目のない支援を実施します。
- ・保育所等訪問支援事業により、障がいのある児童に対し集団生活への適応のための専門的な支援を実施します。
- ・医療的ケアを必要とする児童に対する適切なサービスが提供できる体制づくりを進めます。

**目標6 相談支援体制の充実・強化等（新）**

奥越地区障害者自立支援協議会やサービス提供事業者など関係機関等と連携した、総合的・専門的な相談支援の充実・強化を図ります。

**目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新）**

- ・奥越地区障害者自立支援協議会に相談支援専門員の連絡会を設置し、相談支援機関の連携強化や、相談支援専門員の質の向上に向けた研修会等を実施します。
- ・障害福祉サービスに係る事務を担当する職員について、相談支援従事者研修等の各種研修に参加し職員の資質の向上を図るとともに、県の関係機関と連携し、障害福祉サービス提供事業所へ指導・助言できる体制づくりに取り組みます。